

～業務委託の入札に参加される方へ～

用地調査等の業務委託に係る資格者 認定基準が改正されました

三重県では、用地調査等の業務を受託した際に配置すべき技術者は、「三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準」で規定しています。この資格者認定基準を令和元年10月1日付で改正しました。

ただし、入札に参加される方の準備・対応・周知期間として、令和4年3月31日までは、従前の規定も有効です。

●改正内容 下記の網掛け箇所が改正（廃止）となりました。

【用地調査等の業務委託に係る資格者認定基準】

- ① 補償コンサルタント登録規程により各登録部門で補償業務管理者として登録された者
- ② (一社) 日本補償コンサルタント協会が認定する補償業務管理士
- ③ 物件部門のうち建築物に関するものについては、建築士法により登録を受けた建築士事務所の建築士
- ④ その他の資格者及び実務経験者
 - (1) 各補償業務に関し7年以上の実務経験者
 - (2) 補償業務全般の指導監督の実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験
 - (3) 各補償部門において、三重県が発注した補償業務に関して1年以上の実務経験を有する次の各号に該当する資格者
 - ア 土地調査部門（測量と併せて発注する場合） 測量業務の資格者認定基準に該当する測量士
 - イ 土地評価部門 不動産鑑定士
 - ウ 物件部門
 - (ア) 木造建物調査及び木造特殊建物調査 1級、2級及び木造建築士
 - (イ) 非木造建物調査又は移転工法及び予備調査 1級建築士
 - (ウ) 簡易な工作物及び立竹木調査（用地測量と併せて発注する場合。ただし、積算業務を除く。） 測量業務の資格者認定基準に該当する測量士

※下線部の③及び④(3)が、令和元年10月1日の改正で廃止となりました。ただし、経過措置として、令和4年3月31日までは従前の規定である下線部も有効とします。

－お問い合わせ先－

三重県 県土整備部 建設業課 TEL 059-224-2723

公共用地課 TEL 059-224-2669

三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準のダウンロード：

URL <http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000853746.pdf>